



- I. 米国における、外国公務員への贈収賄に対する処罰
- II. 不祥事の「おかわり」～不祥事対応時のインサイダー取引～
- III. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2017年
8月号

I. 米国における、外国公務員への贈収賄に対する処罰

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、國本 英資

2017年7月18日、米国司法省は、政府機関である韓国地質資源研究院(以下「KIGAM」といいます。)地震研究センター長に対し、マネーロンダリングの罪により有罪判決を下したことを発表しました¹。KIGAM 地震研究センター長は、カリフォルニア州及び英国の企業から 100 万ドルの賄賂を受け取り、KIGAM での機器購入の便宜を図るとともに、競合他社に関する機密情報や KIGAM の入札に関する情報等の内部情報の提供を行ったとされています。また、同センター長は、これらの賄賂を、現金及びカリフォルニア州に開設された自身の口座への振込により受け取り、ニューヨーク州の投資口座に送金したとされています。

同発表内で、米国司法省刑事局の Kenneth Blanco 司法次官補は、引き続き、海外公務員の収賄に関し、当該公務員個人に対する責任追及をしていくことを明らかにしています²。

Kenneth Blanco 司法次官補も言及するように、米国司法省は、2017年5月にも、ギニア共和国の元鉱物相に対し、中国企業からの収賄及びマネーロンダリングの罪で有罪判決を下しています³。ギニアの元鉱物相は中国企業から 850 万ドルの賄賂を受け取り、ギニアでの鉱業権に関して便宜を図るとともに、受け取った賄賂の一部を米国の銀行口座に送金し、貴金属の購入等に充てたとされています。

米国司法省は、これまで、ワールドカップ開催地の決定等を巡る贈収賄等に関し、国際サッカー連盟(以下「FIFA」といいます。)職員に対して責任追及を行うなど、米国の実質的な域外適用により、汚職等を積極的に摘発する姿勢を見せておりました。しかし、FIFA の事案が、いわゆる民民の贈収賄であったのに対し、上記 2 つの事案は、いずれも外国公務員等に該当する者が収賄者となった事案であることは注目に値します。すなわち、米国司法省は、従来からの姿勢を踏襲しつつ、さらに一歩進んで、外国公務員等に該当する者に対する責任追及をも積極的に行っていく姿勢を示しているといえます。

¹ <https://www.justice.gov/opa/pr/director-south-koreas-earthquake-research-center-convicted-money-laundering-million-dollar>

² Kenneth Blanco 司法次官補は、“As this case demonstrates, the Criminal Division will hold responsible the companies and individuals who are paying bribes to foreign government officials, and the foreign government officials themselves. For the second time in recent months, the Criminal Division has convicted a foreign official who solicited bribes and then laundered the illicit proceeds in the United States. We will continue to hold such individuals responsible and accountable.”と述べています。

³ <https://www.justice.gov/opa/pr/former-guinean-minister-mines-convicted-receiving-and-laundering-85-million-bribes-china>

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

こうした外国公務員等への贈収賄に関する積極的な責任追及の動きは、今後、EU 当局その他諸外国の当局にも波及する可能性があり、ウォッチが必要となるものと思われます。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士
h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.takabayashi@jurists.co.jp

2013 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ
國本 英資

西村あさひ法律事務所 弁護士
e.kunimoto@jurists.co.jp

2015 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。

Ⅱ. 不祥事の「おかわり」～不祥事対応時のインサイダー取引～ 執筆者:上島 正道

1. はじめに

近年、会計不正や品質偽装などの企業不祥事が起きた後、その企業の役職員や、役職員から不祥事情報を聞いた者によりインサイダー取引が行われ、摘発される事案が散見されます。会計不正や品質偽装などの不祥事が発生したこと自体、企業の内部統制、コンプライアンス体制などへの批判を招き、企業の価値を毀損します。こうした不祥事の発生時に、企業の関係者などが、その保有する株式の株価下落前に株式を売り抜け、損失を回避していたことが発覚すれば、当該企業における情報管理体制の不備や、コンプライアンス意識の低さについて、さらにバッシングを招き、いわば「不祥事のおかわり」という事態を招くこととなります。

そこで、本稿では、インサイダー取引の基本的な構造、不祥事に関する事実を知った者によるインサイダー取引事案を紹介し、その上で、不祥事発生時の留意点を紹介します。

2. 会社関係者等のインサイダー取引規制(金融商品取引法 166 条)における重要事実

会社関係者等のインサイダー取引とは、会社関係者及び第一次情報受領者は、上場会社等に関する重要事実を(職務等に関し)知りながら、その公表前に当該会社の株式の売買等を行ってはならないとの規制です(金融商品取引法 166 条)。

重要事実には、大きく分けて、上場会社等が重要な決定をしたという事実(決定事実)、上場会社等の意思決定と関わりなく発生する事実(発生事実)、決算情報の予想値との差異等についての事実(決算情報)があります。例えば、決定事実としては、株式の募集や、業務提携、合併をすることについての決定などが掲げられており、発生事実としては、業務遂行の過程で生じた損害、債権者による債務の免除などが規定されています。また、上場会社等の子会社や投資法人についても、同様に、決定事実、発生事実、決算情報が重要事実として掲げられています(金融商品取引法 166 条 2 項)。

そのほか、個別列挙されていない事項であっても、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事項は、いわゆるバスケット条項

に該当する事実として、重要事実該当するとされています(金融商品取引法 166 条 2 項 4 号、8 号、14 号)。不祥事の発生を知った者によるインサイダー取引事案においては、当該不祥事の発生が、バスケット条項に該当する事実として重要事実になるとされることがあります。

3. 実際の事例

不祥事の発生を知った者がインサイダー取引をした事案は多数あります。例えば、2008 年に会計監査人の指摘により発覚したフタバ産業株式会社の不正会計事案では、3 年分の決算数値に過誤が存在した旨の事実を同社の元役員から伝達を受けた情報受領者による同社株の売付というインサイダー取引が行われました⁴。

近年は、東洋ゴム工業株式会社の免震ゴム問題に関して、同社の子会社社員から免震ゴムの性能データに関する偽装問題に係る事実の伝達を受けた会社の役員が、同事実の公表前に、株式の売付を行ったという事案等について、課徴金納付命令が出されています⁵。

4. 不祥事発覚時の留意点

不祥事が発覚した企業では、不祥事対応に係る有形無形のコストや、レピュテーションの毀損などにより、一般的に株価が下落することになります。そのため、不祥事発覚の情報を聞きつけた株主としては、保有する株式を売却し、損失を回避したいという動機が生じます⁶。

もっとも、インサイダー取引は、重要事実の公表タイミングが調査の端緒となり、取引履歴や社内の検討経緯などの証拠も残りやすく、また、証券取引等監視委員会や取引所も協力して売買の審査を行っているため、発覚・摘発に至りやすい犯罪行為です。

不祥事が発覚した場合、目の前の不祥事への対応に追われることとなりますが、そのような状況下でこそ、平時に行っているインサイダー取引防止の取組を忘れてはいけません。インサイダー取引は発覚・摘発に至りやすい犯罪であるということを念頭におき、情報管理に不備はないか、情報を不必要に拡散していないか、取引先等に必要に応じて不祥事情報を伝える際も、株価に影響を及ぼす情報であるので、株取引を行わないよう注意喚起するなどの措置をとるよう、留意する必要があります。



かみじま まさみち
上島 正道

西村あさひ法律事務所 弁護士 公認不正検査士
m_kamijima@jurists.co.jp

2007 年弁護士登録。2011-2014 年、金融庁総務企画局市場課専門官。2015 年、公認不正検査士登録。主な取扱分野は、危機管理・訴訟その他一般企業法務。特に、インサイダー取引規制等金融商品取引法関連の業務に従事。主な著書に、『インサイダー取引規制の実務(第 2 版)』(商事法務・2014)[監修]、『よくわかるインサイダー取引規制入門 Q&A』(商事法務・2016)[著]等。

Ⅲ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、國本 英資、西田 朝輝

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおりとりまとめましたので、ご参照ください。なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

⁴ 同社を巡っては、不正会計、インサイダー取引のほかにも、横領や贈賄など、関連する不祥事が複数発生しました。同事案については、平尾覚・上島正道「会計不正防史学 フタバ産業事件-必要なのは経営陣の固い決意-」(企業会計 2016 Vol.68 No.3 88 頁)参照。

⁵ <http://www.fsa.go.jp/news/28/syouken/20160916-6.html>

⁶ また、空売りをを行い、不祥事の公表後に買い戻して利益を得るという動機もあり得ます。

【2017年7月20日】

金融庁、「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第一次報告)」の公表

http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170712_auditfirmrotation.html

同報告書では、①企業の監査を担当するパートナーを監査法人内で一定期間毎に交代させることを義務付ける「パートナーローテーション制度」は、過去の不正会計事案において、抑止効果を発揮できなかったこと、②TOPIX 上位 100 社のうち、この 10 年間に監査法人が交代したのは 5 社にすぎず、企業と同一監査法人の監査契約が固定化されていること等が報告されています。また、同報告書は、結びとして、我が国においても、会計監査関係者からのヒアリング等の調査を行い、監査法人の強制ローテーション制度の導入に関する論点についての分析・検討を進めていくことが考えられるとしております。

【2017年7月24日】

経産省、「型管理の適正化に向けたアクションプラン」を公表

<http://www.meti.go.jp/press/2017/07/20170724001/20170724001.html>

経済産業省・中小企業庁は、自動車・素形材業界における下請等中小企業の取引条件の改善、公正な取引環境の実現のため、「型管理の適正化に向けたアクションプラン」を公表しました。このアクションプランは、以下の 3 つの基本方針のもと、今後、事業者が型管理の適正化を強化していくための具体的な取組内容をまとめております。

- ① 廃番となった部品の型など、不要な型は廃棄する。
- ② 引き続き保管が必要な型については、取引当事者間において協議し、保管費用等の必要な管理費用の支払いや保管義務期間等について取り決めを行う。
- ③ 型の管理について、社内においてマニュアル等のルールを明文化し、運用のあり方を今一度見直す。

【2017年7月26日】

金融庁の公認会計士・監査審査会、監査事務所等に対するモニタリング基本計画を公表

<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/shinsakensa/kouhyou/20170725-1.html>

公認会計士・監査審査会は、「平成 29 年事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」を発表しました。この基本計画は、監査事務所の態様に応じたモニタリングの実施、協会の品質管理レビュー制度等の検証等を基本的な考え方として、モニタリングに取り組む旨定めています。また、監査法人に対する検査においては、海外事業の監査体制の検証等を重点項目としています。

【2017年7月26日】

厚労省、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果について公表

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172536.html>

厚労省は、2016 年 4 月から 2017 年 3 月までに実施した労働基準監督署による監督指導の実施結果及び実際の監督指導事例を公表しました。労働基準監督署が監督指導を実施した 23,915 事業場のうち、15,790 事業場(全体の 66.0%)で労働基準関係法令違反が認められたことが公表されています。また、監督指導事例としては、36 協定で定める上限労働時間を超える時間外労働が認められた事例が公表されています。

【2017年7月28日】

総務省、人工知能(AI)の開発者を対象としたガイドライン案を公表

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000067.html

総務省情報通信政策研究所は、「国際的な議論のための AI 開発ガイドライン案」及びその考え方と内容や課題等を整理した報告書を公表しました。このガイドライン案は、開発者に対し、AI システムの判断結果の説明可能性に留意すること(透明性の原則)や、利用者及び第三者のプライバシーが侵害されないよう配慮すること(プライバシーの原則)等を求めた、9 項目からなる「AI 開発原則」を定めています。また、同報告書は、今後の課題として、AI 利活用ガイドラインの制定の必要性や、AI ネットワーク化に伴うセキュリティ対策、プライバシー及びパーソナルデータの保護に係る検討の必要性を指摘しています。

【2017年7月28日】

消費者庁、「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について」を公表

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/health_promotion_170728_0001.pdf

消費者庁は、2017年4月から同年6月までの間に実施した、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視の結果を公表しました。104事業者による125商品の表示について、健康増進法31条1項の規定(誇大表示の禁止)に違反するおそれのある文言等があったことから、これらの事業者に対し、表示の改善を要請したこと、ショッピングモール運営事業者に対しても表示の適正化について協力を要請したことが公表されています。

【2017年7月31日】

消費者庁、「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン」を公表

<http://www.caa.go.jp/planning/koueki/gyosei/>

ガイドラインの主な内容は、以下のとおりです。

- ① 制度の適切な整備・運用を促すため、国の行政機関向けガイドラインに準拠した適切な取組の推進を求める一方、地方公共団体の規模等の実情に応じた適切な取組を行うこと等も可能である旨を明確化
- ② 通報窓口の設置を推進するため、既存の窓口や他の地方公共団体と連携・協力して事務を行う仕組みを活用できる旨を明確化
- ③ 各地方公共団体の取組を支援するため、消費者庁や都道府県の役割を明確化

【2017年7月31日】

政府有識者会議、「カジノ規制」に関する報告書を公表

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/dai2/siryou2.pdf

政府の有識者会議は、実施法案の土台となる、カジノを含む統合型リゾート施設(IR)の運営ルールに関する報告書を発表しました。同報告書は、IR事業者を対象としたカジノ規制、カジノ事業に伴う弊害防止対策、カジノ事業者に係る公租公課等について報告しています。

【2017年8月2日】

東証、相談役及び顧問の役割の開示に向け、CG報告書の記載要領を改訂

<http://www.jpx.co.jp/news/1020/20170802-01.html>

東京証券取引所は、2018年1月1日以降、上場企業が東証に提出する「コーポレート・ガバナンス(企業統治)に関する報告書」に、相談役・顧問の役割等についての記載を設けることを発表しました。

開示の対象となるのは、代表取締役社長等(社長、CEO等)を相談役・顧問として会社に置く場合に限定されています。また、報告書には、相談役・顧問の氏名、役職・地位、業務内容、勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬の有無及び支給額等)、代表取締役社長等の退任日、相談役・顧問としての任期、合計人数等を記載することが想定されています。いずれの事項も開示するか否かは任意となっています。

【2017年8月3日】

観光庁、消費者保護策をとりまとめ

http://www.mlit.go.jp/kankochu/news06_000332.html

(2017年8月3日付け日経新聞朝刊)

2017年8月3日付け日経新聞朝刊にて報道されているとおり、観光庁は、旅行会社の経営破綻を受け、消費者保護策をとりまとめました。この消費者保護策は、第1種旅行業者を対象とし、過剰な前払いを勧める広告の禁止や、前払金の用途の明確化などを求めています。また、旅行会社の不正に関する第三者機関の窓口を新たに設置することにしたほか、旅行会社に対し、年1

回、決算書及び納税証明書を日本旅行業協会(JATA)に提出することを義務付け、JATA がこれらの書類を精査の上、必要に応じて観光庁へ通報する制度を導入することとしています。

【2017年8月5日】

内閣府、「合理的な判断ができない状況」で締結した契約の取消規定に関する報告書を発表

http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2017/253/doc/20170808_shiryu1_2.pdf

内閣府消費者委員会は、「デート商法」等に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ、本報告書を公表しました。本報告書は、消費者契約法について、消費者の不安を煽る告知や勧誘目的で新たに構築した関係の濫用により、消費者が合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させた場合には、当該契約の取消権を消費者に付与する規定を設ける等とされています。消費者庁は、この報告書を受け、来年以降、消費者契約法の改正案を国会へ提出する見通しです。

【2017年8月8日】

公取委、「課徴金制度の見直し等に係る意見募集に対して寄せられた意見について」を公表

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jul/170712.html>

2017年4月25日に課徴金制度の在り方に関する「独占禁止法研究会報告書」が公表されました。公取委は、併せて課徴金制度の見直し等に係る意見等募集⁷を行っており、その結果が本年8月8日に公表されました。

「独占禁止法研究会報告書」に示された事項全般に意見が寄せられ、その中でも新制度下での手続保障、課徴金制度の見直しの方向性、課徴金の算定基礎となる売上額の範囲、調査協力インセンティブを高める制度等に比較的多くの意見が寄せられています。

【2017年8月15日】

裁判所、民事第一審訴訟事件の概況及び実情を公表

http://www.courts.go.jp/vcms_lf/hokoku_07_02minnji.pdf

裁判所は、地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情に関する報告書を発表しました。同報告書によると、2016年の1年間に判決のあった民事第一審訴訟事件の平均審理期間は8.6か月であったとされています。最高裁は、金融商品に関する損害賠償訴訟などの複雑な訴訟の増加が審理期間長期化の背景にあると見ています。

【2017年8月25日】

外務省、北朝鮮への国連安保理の制裁決議を受け、外為法に基づく資産凍結等の措置の対象者を拡大

http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kp/page25_000952.html

外務省は、北朝鮮の核兵器及び弾道ミサイル開発を受けてなされた、北朝鮮への国連安全保障理事会の制裁決議を受け、外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の対象者を、同理事会決議により禁止された活動等に関与した6団体・2個人に拡大することを発表しました。

⁷ <http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/apr/170425.1.html>



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士
h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.takabayashi@jurists.co.jp

2013 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ
國本 英資

西村あさひ法律事務所 弁護士
e.kunimoto@jurists.co.jp

2015 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士
a.nishida@jurists.co.jp

2015 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。